



2026年2月13日

各 位

会 社 名

代表者名

本社所在地

問 合 せ 先

キリンホールディングス株式会社

代表取締役社長 COO 南方 健志
(コード番号 2503)

東京都中野区中野四丁目10番2号

財務戦略部長 松尾 英史
(03-6837-7015)

当社グループ従業員向けの信託型株式付与制度の導入及び自己株式処分のお知らせ

キリンホールディングス株式会社（代表取締役社長 COO：南方 健志、以下「当社」）は、当社及び当社子会社（以下、あわせて「対象会社」といいます。）の上級経営職及びこれに相当する対象会社従業員（以下、「対象従業員」といいます。）を対象として、信託型株式交付制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決定し、本制度の導入に伴う自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

当社は、今後、経営・事業環境が急速に変化する中、未来を描き実行を担っていく人財こそが最大の企業競争力の源泉であり、その潜在能力の発揮が、最も有効な組織能力強化につながると考えています。

このような環境下で、グループ全体の持続的な企業価値向上を実現するためには、各組織を率いる対象従業員が、株主の視点を持ちながら、主体的な経営責任を果たし、高い経営意識を持ってリーダーシップを発揮することが重要です。

については、この度、対象従業員のグループ全体を俯瞰する視点の醸成、株主との利益・視点共有による経営責任の明確化、企業価値向上への中長期的コミットメント強化を目的とする人的資本経営の取組として、本制度を導入いたします。なお、将来的にはより広範な人財に対象を拡大していく予定です。

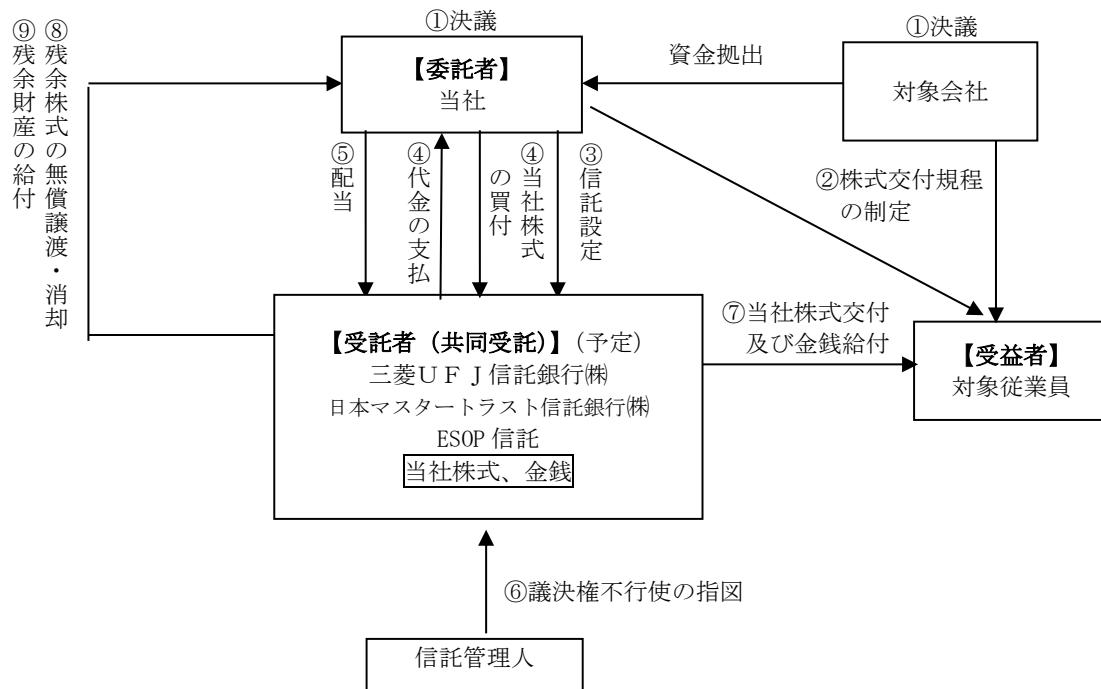
2. 本制度の概要

（1）ESOP 信託制度の概要

本制度では、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「ESOP 信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。ESOP 信託とは、米国の ESOP 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP 信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金額相当額の金銭を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に交付又は給付するものです。

なお、対象従業員のうち国内非居住者に対しては、ESOP 信託制度の対象者に対する制度との均衡を図るために、金銭を支給する業績連動型株価連動インセンティブ制度が適用されます。

(2) 本制度の仕組み



- ① 対象会社は、ESOP信託の導入に関する必要な決議を行います。
- ② 対象会社は、本制度に関する株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、一定の金銭を受託者に信託し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ④ ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を当社から取得します。
- ⑤ ESOP信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ ESOP信託内の当社株式については、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
- ⑦ 信託期間中、当社の株式交付規程に従い、経営計画に掲げる主要な経営指標の達成度等に応じて、ポイントが付与されます。また、一定の要件を充足する対象従業員は、原則として3年間の対象期間終了後に、当該ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイントに相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、ESOP信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及びESOP信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式交付制度としてESOP信託を継続利用することができます。なお、ESOP信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、ESOP信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会議決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じたESOP信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、ESOP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりESOP信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、ESOP 信託内の株式数が対象従業員について定められるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP 信託に追加で金銭を信託し、ESOP 信託により当社株式を追加取得することがあります。

【信託契約の内容】

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱UFJ 信託銀行株式会社（予定） (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤ 受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦ 信託契約日	2026年3月2日（予定）
⑧ 信託の期間	2026年3月2日～2029年3月31日（予定）
⑨ 議決権行使	受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使
⑩ 取得株式の種類	当社普通株式
⑪ 信託金の金額	13.84億円
⑫ 株式の取得方法	当社から取得
⑬ 株式の取得時期	2026年3月5日
⑭ 帰属権利者	当社
⑮ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

3. 本自己株式処分について

(1) 処分の概要

① 処分期日	2026年3月5日
② 処分する株式の種類及び数	普通株式 540,900株
③ 処分価額	1株につき2,534円
④ 処分総額	1,370,640,600円
⑤ 処分方法	日本マスタートラスト信託銀行 (株式付与 ESOP 信託口)
⑥ その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(2) 処分の目的及び理由

当社は本制度により、グループ経営人財に対して人的資本経営の促進と資本市場からの評価獲得を通じた企業価値向上を目的としています。本自己株式処分は、ESOP 信託の導入に伴い、当社が三菱UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する株式付与 ESOP 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 ESOP 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 914,000,000 株に対し 0.06%（小数点第3位を四

捨五入、2025年12月31日現在の総議決権個数8,100,307個に対する割合0.07%)となります。本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(3) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年2月12日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である2,534円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。なお、上記処分価額につきましては、監査役全員が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(4) 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上